土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法 (昭 和二十四年法 律第 百 九十五号) ∅)— 部を次のように改正する。

目次 中 「第十五 条 を 「第十五条 0 五 に、 第 五. 十七条の 八 を 第 五. 十七 条の 九 に改 んめる。

第三条第一項第二号及び第四号中 「政令の」 を「政令で」に改め、 同 条第二項を次のように改める。

2 前項第二号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者で土地 改良

事 業に参加する資格を有しないものが、 政令で定めるところにより、 当該農用地 \mathcal{O} 所有者の 同 意を得て農

業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときは、 その資格が交替するものとする。 同 項第四

に規定する土 地 \mathcal{O})所有: 者で土地改良事業に参加す る資格を有しな 1 ものが、 政令で定めるところに より、

当該 土地 につき所有権以外の 権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対しその資格

を交替すべき旨を申し出たときも、同様とする。

第三条第三項及び第四項中「政令の」を「政令で」に改める。

第二章第一節第一款に次の四条を加える。

(准組合員等たる資格)

第十五条の二 土地改良区は、 定款で定めるところにより、 当該土地改良区の地区内にある土地の所有者又

は当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であつて、 第三条に規定する資格を有

しないものを准組合員たる資格を有する者とすることができる。

2 土地 改良施設 の管理 (委託を受けて行う管理を含む。)を行う土地改良区にあつては、 定款で定めると

ころにより、 当該土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつている団体で

あつて土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを施設管理准組合員たる資格を有する者とすること

ができる。

(加入)

第十五条の三 准組合員又は施設管理准組合員(以下 「准組合員等」という。)たる資格を有する者が土地

改良区に加入しようとするときは、 土地改良区は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

(脱退)

第十五 条の 兀 准 組合員等は、 六十日前までに予告して脱退することができる。

2 准組合員等は、次に掲げる事由によつて脱退する。

- 一 准組合員等たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三除名
- 3 除 名 は 次 のいずれかに該当する准組合員等につき、 総会の議決によつてこれをすることができる。こ
- \mathcal{O} 場合において、 土地改良区は、その総会の会日から十日前までに当該准組合員等に対しその旨を通 知
- 、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 経費の支払又は土地改良施設の管理への協力その 他土地改良区に対する義務を怠つた准組
- 二 その他定款で定める行為をした准組合員等
- 4 前項 (の除: 名は、 除名した准組合員等にその旨を通知しなければ、 これをもつて当該准組合員等に対抗す
- ることができない。
- (土地改良事業への参加の促進)
- 第十五 条 \mathcal{O} 五. 土 地改良区 は、 その地区内にある農用地につき耕作又は養畜 の業務を営む者の土地 改良事業
- \mathcal{O} 参加の促進を図るため、 土地改良施設の管理その 他の土地改良事業に関する情報の提供に努めるもの

合員等

とする。

2 国及び地方公共団体は、 前項の情 報の提供が円滑に実施されるよう、 土地改良区に対し、 必要な指導、

助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第十六条第一項中「左に」を「次に」 に改め、 同条第二項中 「事業年度」を「土地改良区の事業年度」

改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一項を加える。

2

土地改良区の定款には、

前項各号に掲げる事項

(T)

ほ

か、

准

組合員等たる資格を定めたときは、

准組

合員

に

等の加入及び脱退に関する事項を記載しなければならない。

第十七条中 「左に」 を 「次に」 に改め、 同 条第四 |号中 「組合員」 の 下 に 「又は准組合員等 (以 下 「組合員

等」という。)」を加える。

第十八条の見出しを「 (役員の選任等)」に改め、 同条第三項中 「定款の」を「定款で」に改め、 同条第

五. 項 中 「理事」の下に (設立当時の理事を除く。)」 を加え、 監事の定数の少なくとも二分の 一は、

組 合員」 を 「は、 次に掲げる要件の全て (当該土地改良区の 地 区内にお いて耕作又は養畜の業務を営む 組合

員が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合にあつては、 第一 号に掲げる要件) に該当する者」 に改

め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該土地改良区の組合員であること。
- 二 耕作又は養畜の業務を営む者であること。

第十八条第十 -八項中 「組合員」を 「組合員等」 に改め、 同項を同条第十九項とし、 同条第十七項中

「これ

を 「、これ」に改め、 同項を同条第十八項とし、 同条第十六項中 「また」 を削り、 同項を同条第十 -七項と

Ļ 同条第十五 項中 「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四 第一項」 に改め、 同 項 を同条第 十六項と

同条中等 第十 匹 項を第十五項とし、 第十三項を第十四項とし、 同条第十二項ただし書中 但 し を 「ただ

項とし、 に改め、 同条第十 同 項 · 項 中 を同 条第十三項とし、 「行なう」を「行う」に改め、 同条第十一 項 中 同項を同条第十一項とし、 「定款 \bigcirc を 「定款 で に改め、 同条中第九項を第十項とし 同 |項を同 条第十二

第八項を第九項とし、 第七項を第八項とし、 同条第六項中 「行なう」を「行う」に改め、 同項ただし書

「定款の」 を「定款で」 に改め、 同項を同条第七項とし、 同条第五項の次に次の一 項を加える。

6 でなければならない。 土 地改良区 \mathcal{O} 監事 (設立当時 ただし、 土地改良区の業務及び会計につい の監事を除く。)のうち一人以上は、 ての監査 次に掲げ に 関 る要件の全てに該当する者 し専門的 知識を有する者の

指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

当該土地改良区の組合員等又は当該土地改良区 の組合員等たる法人若しくは団体の役員若しくは使用

人以外の者であること。

その就任 0 前五年間当該土地改良区の理事 又は職員でなかつたこと。

 \equiv 当該土地改良区の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第十九条の五第一項中 「管理規程」の下に 第五十七条の三の二第一項の 利水調整規程」を加え、 同条

第二項中 「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、 同条第三項中 「行なう」を「行う」に、 「責に任ずる」

を 「責任を負う」に改める。

第二十三条第一項中「二百人」を「百人」に、 「定款の」を「定款で」に改め、 同条第二項から第六項ま

でを次のように改める。

2 総代の定数は、三十人以上とし、 定款で定める。

3 総代は、 組合員でなけれ ばならな

4 総代には、 第十八条第三項、 第七項から第十一項まで、 第十三項、 第十五項及び第十六項並びに第二十

九条の三第一項、 第三項及び第四項の規定を準用する。 この場合において、 同条第一項中「五分の一」 と

あるのは、 「三分の一」と読み替えるものとする。

5 総代会には、 総会に関する規定 (次条第二項、 第四項及び第五項の規定を除く。)(これに係 る罰 則を

含む。)を準用する。 この場合において、第三十一条第五項中「その組合員と住居及び生計を一にする親

族又は他の組合員」とあるのは 「他の組合員」と、 同条第六項中「四人」とあるのは「二人」と読み替え

るものとする。

6

総代会においては、

前項

の規定にかかわらず、

総代の選挙及び改選をすることができない。

第二十三条第七 る。

項から第九 項までを削

第二十四条を次のように改める。

(総代会における解散又は合併の決議)

第二十四条 総代会において土地改良区の解散又は合併の決議があつたときは、 理事は、 当該決議 の日 から

五. 一日以 の内に、 組合員に当該決議 の内容を通知しなければならない。

前 頃の総代会の決議に関し、 組合員が、 総組 合員 の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合に

2

集 良区 あつては、 に な 提 け れ 出 して、 ば その割合) ならな 総会 \ <u>`</u> 以上の \mathcal{O} 招 集を請り 0) 場 同意を得て、 合に 求 お L たときは 1 て、 会議 当該 \mathcal{O} 理 目的である事 書 事 面 は、 \mathcal{O} 提 そ 出 \mathcal{O} は 請 項及び招 当該 求 が あ 総 代 0 集 会 た \mathcal{O} 日か 理由を記載した書面 \mathcal{O} 決 議 \mathcal{O} 日 日 カン 5 以 内 月 に を土 以 総会を招 内 に 地 改

3

第二十六条第二項及び第三項の規定は、

なけ

れば

ならな

4 第二項 の請 求 \mathcal{O} 日 か <u>ら</u>二 週 間 以 内 に 理事 が 正 当な理由 Iがない \mathcal{O} に総会招集の 手続をしないときは、 監事

前項の規定による書面

の提出につい

て準用する。

は、総会を招集しなければならない。

5 第二 項 又 は 前 項 \mathcal{O} 総 会に お 1 て 第 項 \mathcal{O} 規定に、 よる通 知 に係 る事 項 を承 認 L な か つた場合には 当該 事

項についての総代会の決議は、その効力を失う。

2 第二十六条中 前 項 \mathcal{O} 場合におい 「 得、 」 て、 を 電 「得て、」 磁 的 方法 に、 (電子情 「目的 報処 たる」 理 組 を 織を使用する方法その 「目的である」に改め、 他 \mathcal{O} 情 同条に次の二項を加 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 を利 える。 用

る方法であ つて農林 水産省令で定め るもの をい う。 以下同じ。 により 議 決 権を行うことが 定款 で定めら

ているときは 当該 書 面 \mathcal{O} 提 出 に代えて、 当該 書面 に記 載すべき事 項及び 理由を当該 電 磁 節 方法に より

れ

提供することができる。 この場合において、 当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により

提供した組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前 項 前 段 \mathcal{O} 電 磁 的 方 法 (農林-水 産省令で定める方法を除く。) により行 わ れた当該 書 面 に記 載 すべ き事

項及び 理 由 0) 提 供は、 土地 改良区 0 使用に係る電子計算機に備えられたファ イルへ の記録がされた時 に当

該土地改良区に到達したものとみなす。

第二十七条中 「前条の規定による」を「前条第一項の」に、 「正当の事 曲 を「正当な理由」に、

には」を「ときは」に、「がこれ」を「は、総会」に改める。

第二十八条 Ď 見出し中 通 知 知 を 通 知等」 に改め、 同 条ただし書中 但 し」を「ただし」 に改め、 同 条

に次の一項を加える。

2 理 事 は 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による通知をした後、 遅滞なく、 会議の日時、 場所及び目的を公告しなければなら

ない。

第二十九条第 項中 管理 規程 の 下 に 第五 十七条の三の二第 一項の 利 水調整規 程 を、 書 類 0

下に 「(次条第 項に規定する決算関係書類を含む。 を加え、 同条第四 項中 「組合員」 を 「組合員等」

に、 「掲げる」を「規定する」に、 「正当の事由」 を 「正当な理由」 に改める。

第二十九条の三を第二十九条の四とする。

第二十九条 の 二 第二項中 「規定による」を削 り、 基 いて」 を 「基づいて」 に改め、 管理 規程 0 下に

第五十七条の三の二第一項の利水調整規程」を加え、 且 <u>つ</u> を っか <u>つ</u> に改め、 同 条第三項中 規定

による」を削 り、 同条第四項中 「写を」 を「写しを」に、 「 且 つ 」 を「かつ」 に改め、 同条を第二十九条の

三とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(決算関係書類)

第二十九条の二 理事 は、 事業報告書、 貸借対照表、 収支決算書及び 財産目録 (土地改良施設の管理を行わ

ない土地改良区その他 の農林水産省令で定める土地改良区にあつては、 事業報告書、 収支決算書及び財 産

目録。 以 下 「決算関係書類」 という。) を総会に提出しようとするときは、 その会日から二週間 前 までに

、当該決算関係書類を監事に提出しなければならない。

決算関 係書類を総会に提出するときは、 監事 の意見書を添付 しなければならない。

2

3 前 項の監事 の意見書については、 これに記載すべき事項を記録した電磁的記録

(電子的

方式、

磁気的方

式その 他 人 \mathcal{O} 知 覚によって は 認識することができな 1 方式で作ら ħ る記 録 で あつて、 電子 計 算機 に ょ る情

報処 理 \mathcal{O} 用 に 供 いされる るものとして農林 水産省令で定め るも \mathcal{O} をいう。 0 添 付をも つて、 当 該 監 事 \mathcal{O} 意 見

書 の 添 付 に代えることができる。 この場合にお いて、 理事 は 当該 監事 の意見書を添付したものとみなす。

4 土 地 改良区は、 総会において決算関係書類の承 認 の決議が あつたときは、 農林水産省令で定めるところ

12 より、 遅滞 なく、 決算関 係書類を都道府県知事 に提出するとともに、これを公表しなけ ればならない。

第三十条第一 項第二号中 「規約又 は を 「規約、 に 改め、 「管理規程」 0 下に 「又は 第五 十七 条 の三の

第 項 \mathcal{O} 利 水 調 整規 程 を加 え、 同 項 第七 号中 事 業 系報告: 書、 収支決策 算書 及び 財 産 目 録 を 一決 算 関 係 書

類」 に改め、 同 条第三項中 「その旨」 を 一、 その旨」 に改め、 同条第四項中 「組合員」 を 「組合員等」 に改

める。

第三十一条第二項中 「第二十八条 (第二十九条の三第二項」 を 「第二十八条第一項 (第二十九条の四

項」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

この 場 合に お いて、 電磁的方法 により 議決権を行うことが定款で定められているときは、 当該 書 面 \mathcal{O} 提

出に代えて、 代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第三十一条中第六項を第七項とし、 第五 項を第六項とし、 第四 項を第五項とし、 同条第三 |項中 前 項」 を

「前 項」 に 改 8 同 項 を同 条第四 「項とし、 同 条第二項 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 項 を加 え る。

組合員は、 定款で定めるところにより、 前 項 \bigcirc 規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、

議

決権を電磁的方法により行うことができる。

3

第三十二条第 項中 「定が」 を 「定めが」 に改め、 同条に次の一 項を加える。

4 准 組 合員等は 定款で定めるところにより、 総会に 出 席 して意見を述べることができる。

改 め、 同 条ただ し書中 「但し、 第二十九条の三第一項」 を 「ただし、 第二十九条の四 第一 項」 に、

を 「定めが」に改める。

应

条中

「第二十八条

(第二十九

条の三第二項」

を

「第二十八条第一

項

(第二十九

条

. D

兀

第二項」

に

第三十六条第 項中 「定款 (D) を 「定款で」 に改め、 同条第十項中 「第八項」 を 「第九項」 に改め、 同 項

を同 条第十一項とし、 同 .条第. 九 項中 $\overline{\mathcal{O}}$ 定める」を 「で定める」 に改め、 同 項 を同り 条第十 項とし、 同 条第八

項中 「又は第三項」を 第二項 又は第四 項」 に、 「定款の」 を 「定款 で に改め、 同 項を同条第 九 項とし

Ø) ∟ は 第二 同条第七項中 を 第五 項 「定款で」 項を第六項とし、 を加 え、 第一 に改め、 同 項 項 を同 の 下 に 同 同 · 条第 1条第四 項 な同り 五. 「又は第二項」を加え、 項 条第四項とし、 項とし、 中 「組合員」 同条第三 の 下 に 同 項 条第二項中 中 同項を同条第八項とし、 又 第 は 項」 准 「前項」 組 合員」 \mathcal{O} 下に を を、 「及び 「 第 一 項」 第 第二項」 同条中第六項を第七項と に改 項」 め、 を加 \mathcal{O} 下に え、 同項 「若しく を同 定 款 条

2 すべ 員に対して、 たる資格 前 き金が 項 の規 銭、 に係 定 当 該 夫役又 る権利 に か 金銭、 カ は \mathcal{O} わ らず、 目的 現 夫役 品 たる土地 \mathcal{O} 又は現 全部 土地 地 又 改良区は、 にこ 品 は . 係る 0) 全部 部を当該 組 定款 又は 合員 准 \mathcal{O} で定めるところにより、 部 同 組 を賦 合員 意を得て同 課徴収 に 賦 課 いすべ するものとする。 項 \hat{O} 規定に き旨を申 その准備 より i 当該 出 組合員が、 たときは 組 合員に対 その准 当 該 Ù 准 て 組 合員 賦 組 課 合

第三項とし、

同条第一

項の次に次の一

項を加える。

第三十六条の二第一 項中 「政令の」 を 「政令で」に、 「前条第一 項」を 「第三十六条第一 項又は第二項」

に改め、 同 条第二 項中 「定款 *の* を 「定款で」 に改め、 同条を第三十六条の三とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(土地改良施設の管理への協力)

第三十六条の二 土地改良区は、 土地改良施設 の機能 の保持又は増 進を図るため必要が あると認めるときは

定款で定めるところにより、 施設 管 理 凗 組 合員に対 Ļ 当該 土 地改良: 施 設 \mathcal{O} 管 理 ^ \mathcal{O} 協 力を求 めること

ができる。

第三十七条中 「定款の」 を 「定款で」 に改 め、 「組合員」 の 下 に 「又は准 組 合員」 を加える。

「第三項若しくは第八項又は第三十六条

の 二

を

「第二項、

第

「政令の」を

「政令で」に、

兀 項若しく 、は第 九項又は第三十六条の三」に、 「次条まで」 を 「この条及び次条第 項」 に改 らめる。

第四 十二条中 「第三条第二 項 \hat{O} 規定 による」 を 「第三条に規定する資格 *(*) に 改 いめる。

第四十三条に次の一項を加える。

3 農 地 中 間 管 理 機 構 が 土 地 改 良区 \mathcal{O} 地 区 内 に あ る土 地 \mathcal{O} 全部 又は 部 に つ 7 て組合員たる資格を 取 得

又は 喪失した場合にお *(*) て、 当該資 格 の得喪についてその土地改良区に通 知 したときは、 農 地 中 間管理 機

構及 Ű 当該 土 地 の全部 又は 部につ V て組合員たる資格を喪失し、 又は 取 得した者は、 それぞれ 第 項 \mathcal{O}

規定による通知をしたものとみなす。

第四 + 五. 条 0 見 出 L 中 組 合員」 を 組 合員等」 に改め、 同条第 項中 組 合員に」 を 組 合員等に」

に

「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第四十八条第 項及び第三項中 \overline{O} 定める」を「で定める」 に改め、 同条第十項中 「省略 してよい」を

省略することができる」 に改 め、 同 条第十一 項 中 「その旨」 を その旨」 に 改め、 同 条第十二項中 組 合

員」を「組合員等」に改める。

第五十二条第 一項中 「行なう」を「行う」に改め、 同条第四項中 「の定める」を「で定める」に、 「きか

なけ ハれば」 を 「聴か なければ」に改め、 同条第七項中 「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、 同 条

第 八項 中 「添附 L なけ れば」 を 「添付 L なけ れば」 に改め、 同 項ただし書中 「但し」を「ただし」に、 「添

附すればよい」を「添付すれば足りる」に改める。

第五十七条の二 第一項中 「を除く」を 「に限る」に、 「行なう」を「行う」に、 「これらの施設 の管理」

を 「管理」に、 「の定める」を「で定める」に改め、 同条第四項中 「の定める」を「で定める」に、 「その

旨」を「、その旨」に改める。

第五十七条の三の次に次の一条を加える。

(利水調整規程)

第 五. 十七条の三の二 土 地 改 良区は、 第二条第二項第 号の事 業のうち農業用 \mathcal{O} 用 水 施 設 (農林 水 産省令で

定め る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 管 理 (委託 を受けて行 う管 理 を含む。 を行う場合には、 農業 用 水 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 調 整

に . 関 す る 事 項 12 0 V て、 利 水 調 整 規 程 を定 8 な け れ ば ならな

2 前 項 \mathcal{O} 利 水 調 整規 程 は、 次に · 掲 げ る要件 \mathcal{O} 1 ず れ に も適合するものでなけ れ ばならな

当 該 土 地 改 良区 \mathcal{O} 地 区 内 に あ る農用地 に つき耕作又は養畜 の業務を営む者 \mathcal{O} 農業用水の供給が適正

に行 わ れ る もので あ ること。

農業

用

水

 \mathcal{O}

供

給

 \mathcal{O}

決定方法

が

適

正

で

あり、

カン

つ、

明

確

に定め

られて

いること。

第二

章 第 節 第 款 第 目 に 次 \mathcal{O} 条 を 加 える。

主 地 改 良施 設 に関する る情 報 \mathcal{O} 提 供

第 五 七 条 O九 国 地 方 公 1共団体1 その 他 \mathcal{O} 土地改良事業を行う者 (土地改良区を除く。) は、 当 該 土 地 改

良 業 に より 新 設 又は 9変更し、 た土 地改 良 施 設 \mathcal{O} 適 切 な管 理 に資するよう、 当 該 土地 改 食施設 の管 理 を

行う 土 地 改良区 に 対 Ļ 当 該 土 地 改 良 施 設 に 関 す る 情 報 \mathcal{O} 提 供 を行うように努め るも 0) とする。

第六 十七 条 第 項 中 左 に を 「次に」 に改 め、 同 条第三項中 「その旨」 を そ の旨」 に改め、 同 条第

四項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第六十八条第 項ただし書 中 但 を「ただし」 に改め、 同 条第四 項中 「第十八条第十六項から第十八

項まで」を「第十八条第十七項から第十九項まで」に改める。

第六十九条中 「調査 の 下 に 「貸借対照 表 主 地 改良 施 設の管理を行わない土地改良区その他の農林

水産省令で定める土地改良区である場合を除く。) 及び」を加える。

第七十二条第四 項中 「組合員」 を 「組合員等」に改める。

第七十七条第 項中 土 地 改良区 は を 三以 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 土 地改良区 は に改め、 「共同 して を削り、 同 条第

項」 項 单 の 下 に $\overline{\mathcal{O}}$ 定 「(第八十 め る を 一条において「定款等」という。)」 「で定める」 に、 土地 改良 事 業計 画 を加える。 を 事 業 \mathcal{O} 実施 に関する計 画 に改 め、 事

第七 十九条第 項中 「左に」を「次に」に改め、 同条第二項中 「事業年度」 を 「土地改良区連合 の事業年

度」に改める。

第八十一 条中 「の定める」 を 「で定める」に、 「定款、 土地改良事業計画その他必要な事 項_ を 「定款等

に改める。

第八十二条第 項中 「定款の」 を「定款で」 に改め、 同項ただし書中 「但し」を「ただし」 に改め、 同 条

第二項中 「定款 *(*) を 「定款で」 に改 め、 同 条第三 項中 理 事」 \mathcal{O} 下に (設立当 時 \mathcal{O} 理 事 を除く。 を

合 \mathcal{O} 所 属土 地 改 良 区 0) 地 区内 に お いて耕作又は養畜 の業務を営む 議員 が 少な 1 場合その 他 \mathcal{O} 農林水 産 省令で 加え、

監

事

 \mathcal{O}

定数

 \mathcal{O}

少なくとも二分の

は、

議員」

を

「は、

次には

掲

げ

る要件

の全

7

(当該

土地

改

良区

連

定める場合にあつては、 第一号に掲げる要件) に該当する者」 に改め、 同項に次の各号を加える。

一 当該土地改良区連合の議員であること。

二 耕作又は養畜の業務を営む者であること。

第八十二条に次の一項を加える。

4 土 地 改 良区 連 合の 監 事 (設 立 当 時 \mathcal{O} 監事を除く。)のうち一人以上は、 次に掲げる要件 の全て に 該当

る者でなければならない。 ただし、 土地改良区連合の業務及び会計につい ての監査 に関 専 門的 知 識 を有

する者 の指導を受ける場合その他 の農林水産省令で定める場合は、 この 限 りでない。

当 該 土 地 改良区連合の 議員又は当該 土地改良区連合の 議員たる法人の役員若しくは使用人以外 の者で

あること。

その就任 の前五年間当該土地改良区連合の理事又は職員でなかつたこと。

 \equiv 当 該 土地 改 良区 連 合 \mathcal{O} 理 事 又は 重要な使用 人 \mathcal{O} 配 偶者又は二親等内 の親 族以外の者であること。

第八 + 兀 条中 定 (T) を 「定め \bigcirc に 改 め、 「規定」 の 下 に これ に係 る罰則を含む。 を加 える。

第八十九条の二第二項中 「第二十八条」を 「第二十八条第一項」に改め、 同条第六項中 「行なう」を「行

う」に改め、 同条第十一項中「の定める」を「で定める」に、「すべて」を「全て」に改め、 同条第十二項

カゝ ら第十四項までの規定中 「の定める」を「で定める」に改める。

第九十三条の二

第一

項中

「を除く」を

「に限る」に、

「行なう」

を「行う」に、

「これらの施設

の管理」

を 「管理」 に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 定め る」を「で定める」に改め、 同条第二項中 「の定める」を「で定める」に、 「その

旨」を「、その旨」に改める。

第九 十五条の二第一項及び第二項中「の定める」を「で定める」に改め、 同条第三項中「あり、」の下に

「及び」 を加え、 「組合員を除く。 を 「組合員等」に、 「者を除く。 __ を 「者」 に改める。

第九 十六条 \mathcal{O} 兀 第一 項中 「第四項 か 2ら第七 項まで」 を 「第五 頭か 5 第八項まで」 に、 「第三十六条 の 二 第

項」 を 「第三十六条の三第一 項」 に、 同 条第四項中 「組合員」 を 同 条第五項中 「組合員又は 准 組 合員

に改め、 「「第一項に規定する者」と」の下に「、 「第一項若しくは第二項」とあるのは 「同項」と」 を

加え、「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第百 条の二第 項中 「行なう」を「行う」に改 め、 同条第二項中 「第二十八条」 を 「第二十八条第 項

に改める。

第百十一条の十八第二項中「次の理由」を「次に掲げる事由」に改め、 同条第三項を次のように改める。

除 名は、 次の いがずれ、 かに該当する会員につき、 総会の議決によつてこれをすることができる。 この場合

3

にお 7 くて、 連合会は、 その 総会の会日 から十日前までに当該会員に対しその旨を通知し、 かつ、 総会にお

いて弁明する機会を与えなければならない。

一 経費の支払その他連合会に対する義務を怠つた会員

二 その他定款で定める行為をした会員

第百十一 条の十八第四項中 「その会員」を 「当該会員」に改める。

第百十一条の二十第一 項第三号中 「事業報告書」 の 下 に 一、 貸借対照表」 を加える。

第百十一条の二十三中 「第十八条第十二項から第十五項まで」を 「第十八条第十三項から第十六項まで」

に、 を 「第二十九条の二、第三十一条、 「第二十八条まで」を「第二十七条まで、第二十八条第一項」に、 第三十一条の二、 第三十二条第一 項 から第三項まで」 「第三十一条から第三十二条まで」 に改め、 「第十九

条 \mathcal{O} 匹 第三号」 の 下 に 「及び第二十 九条の二 一第四 項」 を加え、 「第十八 条第 十六項」 を 「第十八条第十 Ł 項

に、 「規定及び」を 「規定並びに」に、 「第十八項」 を 「第十九項」 に改める。

第百三十二条第一項中 「管理規程」の下に 一、 利水調整規程」 を加え、 同条第二項中 「基いて」を「基づ

いて」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二 項 \mathcal{O} 規定 によるは 検査をする職 員 は、 その身分を示す証明書を携帯 関係 人の請 求が あ つたときは

、これを提示しなければならない。

4 第一 項及び第二項 の規定による検 査 の権限は、 犯罪 捜査 のために認めら れたものと解してはならない。

第百三十三条中 「組合員が、 総組合員」を 「組合員等が、 その総数」に、 「基いて」を 「基づいて」 に改

め、 「管理規程」 の 下 に \neg 利 水調整規程」 を加え、 「疑が」 を 「疑い が に改め、 同 条に次の一 項を加え

る。

2

前条第三項及び第四項の規定は、 前項のは 規定による検査 に つい て準用する。

第百三十四条第一項中「前条」 を「前条第一項」に改め、 「管理規程」 の 下 に 一、 利水調整規程 を加え

る。

第百三十六条第 項中 「組合員が、 総組合員」 を 「組合員等が、 その総数」 に改め、 「役員」 の 下 に

総代」を加える。

第百三十六条の二中 「第百三十二条第二項」を「第百十一条の二十三において読み替えて準用する第二十

九条の二第四 項 \mathcal{O} 規定並びに第百三十二条第二項」に、 「政令の」 を「政令で」に改める。

第百三十八条中 「一に」を 「いずれ かにし に改め、 同条第三号を削り、 同 条第四号中 「第百三十二条」 を

第百三十二条第 一項又は第二項」 に改め、 同号を同条第三号とし、 同 条に 次 \mathcal{O} 号を加え える。

兀 第百三十二条第一項若しくは第二項又は第百三十三条第一項の規定による検査を拒み、 妨げ、 又は忌

避した者

第百四十三条中第十二号を第十四号とし、 第十一号を第十三号とし、 第十号を第十二号とし、 第九号を削

り、 第八号を第十一号とし、 同条第七号中 「掲げる」を「規定する」に改め、 同号を同条第九号とし、 同号

の次に次の一号を加える。

+ 第六十九条の二第一項 (第百十一条の二十三において準用する場合を含む。) の期間内に債権者に弁

済をしたとき。

第百四十三条中第六号を第八号とし、 第五号を第七号とし、 第四号を第六号とし、 同条第三号中

五条第一項、 第二十六条又は」を「第二十四条第二項若しくは第四項又は第二十五条第一項、第二十六条第

項若しくは」に改め、 同号を同条第五号とし、 同条第二号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加え

る。

兀

第二十四条第一項の規定に違反して通知することを怠り、

又は不正の通知をしたとき。

第百四十三条第一号の次に次 の一号を加える。

第十八条第六項又は第八十二条第四項の規定に違反してこれらの規定に規定する者に該当する者を監

事 に選任しなかつたとき。

附 則

施 行期日)

第 一 条 この法律は、 平成三十一年四月一日から施行する。 ただし、 附則第九条の規定は、 公布の日 か ?ら施

行する。

(土地改良事業に参加する資格の交替に関する経過措置)

第二条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 (以 下 「施行日」 という。 前にされたこの 法 律 による改 正 前 \mathcal{O} 土地 改良法

以 下 「旧法」という。) 第三条第二項の規定による承認の申出であって、この 法律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際現にこれに

対する承認又は不承認の処分がなされていないものの処理については、 なお従前の例 による。

(役員に関する経過措置)

第三条 この 法律 \mathcal{O} 施 行の際 現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、 この法律による改正 後

の 土 地改 良法 (以 下 「新法」 という。)第十八条第五 項及び第六項並びに第八十二条第三項 及び 第四 項 \mathcal{O}

規定は、 施行 日から起算して四年を経過し た日以後最初に招集される通常総会の終了の時 までは 適用

ない。

(総代及び総代会に関する経過措置)

第四条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 の際現に在任 してい る総代並 びにその手 続 が 開 始されている土地 改良区の総代の 選

挙及び当該選挙により選任される総代については、 新法第二十三条第三項及び第四 項 0 規定は適 用

旧 法第二十三条第三項から第八項まで及び第二十四条の規定は、 なおその効力を有する。

2 新法第二十 应 「 条 の 規定 は、 施 行 日 以 後に決議され でる解散で 又は 合併に 0 ** \ 7 適 用する。

(会議招集の公告に関する経過措置)

第五 条 新法第二十八条第二項 (新法第二十三条第五項及び第八十四条に お **\ て準 用する場合を含む。 (T)

規定は、 施行 日 以後にその通知を発して招集する総会及び総代会について適用する。

(決算関係書類に関する経過措置)

第六条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、 新法第二十九条、 第二

+ 九 条 の二及び 第三十条第 項第七号 (これら の規定を新法第八 十四四 条に お 1 て準 用 する場合を含む。

 \mathcal{O} 規定 (貸借: 対 照表に係る部分に限る。 は、 施行 日 から起算して三年を経過し た日 以後に開 始する事業

年度から適用する。

(利水調整規程に関する経過措置)

第七 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 の際 現に 存する土地改良区及び土地改良区 連合につい ては、 新法 第五 十七 条 の三の

(新法第八十 匝 |条に お 1 て準用する場合を含む。) \mathcal{O})規定: は、 施行 日以 後最初に 招 集され る通 常 総 会の

終了の時までは、適用しない。

(清算人の財産調査義務に関する経過措置)

第八条 新 法第六十九 条 (新法第 八十 匹 条に お 7 て準用する場合を含む。) の規定 (貸借対照表に係る部 分

に限る。 は、 施行 日以後に生じた事 由により土地改良区及び土地改良区連合が解散した場合につい · て 適

用する。

(政令への委任)

第九条 附 則 第二 条から前条までに規定するもののほ か、 この法律の施行に関 し必要な経過措置は、 政令で

定める。

(検討)

第十条 政府は、 この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、

必要があると認めるときは、 当該規定について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの

とする。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第十一条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

し中「組合員」の下に「又は准組合員」を加え、

同条中「、第二項及び第四項」

を

から第三項まで及び第五項」 に改める。

第二十九条の見出